

# シェアルーム及びウッドデッキに関する 使用細則について



**ABEFORNIA DJ**

## シェアルーム及びウッドデッキ使用細則

### (総則)

第 1 条 ABEFORNIADJ 管理会社は、保有するシェアルーム及びウッドデッキの使用について、居住者の円滑で安全な使用を保証するために、この「シェアルーム及びウッドデッキ使用細則」(以下、「本細則」という)を定める。

### (使用目的)

第 2 条 使用目的は、使用資格者の生活密度の向上およびコミュニケーション等の次を目的とする。

- 一 入居者の交流の場としての開放
- 二 ウッドデッキでのバーベキュー等、飲食可能な場所として開放
- 三 管理会社が使用を認めた貸し切り、行事、会合等

### (使用資格者)

第 3 条 使用資格者(以下、「使用者」という)は次の通りとする。

- 一 入居者
- 二 入居者が同伴する家族、親族、友人、知人等
- 三 管理会社が特に使用を認めた者

### (貸切使用資格者)

第 4 条 貸切り使用できる資格者(以下、「貸切資格者」という)は次の通りとする。

- 一 入居者
- 二 管理会社が特に使用を認めた者

### (貸切使用手続き)

第 5 条 使用申込みは、貸切資格者が次の要領で行うものとする。

- 一 貸切使用資格者は、「貸切使用申込書」を管理会社へ使用当日の1か月前から3営業日前までに申込むものとする。
- 二 承認、不承認については、管理会社が決定するものとする。
- 三 使用を承認したものについては、管理会社が申込みをした貸切使用資格者へ承認の連絡をし、シェアリビング掲示板に掲載するものとする。
- 四 使用上の全責任を貸切資格者が負うものとする。

### (使用目的として認められるもの)

第 6 条 貸切り、行事、会合等において使用目的として認められるものは次の通りとする。

- 一 管理会社または貸切資格者が主催する行事、会合等
- 二 管理会社の共催・協賛するコミュニティ活動等
- 三 自治体その他の公共機関、およびそれに準じるものが催す行事、会合等

(使用目的として認めないもの)

- 第 7 条 貸切り、行事、会合等が次に該当されると判断される場合は、管理会社の決定により使用を認めないものとする。
- 一 公衆衛生上好ましくないと判断されるもの
  - 二 建物・設備・備品等を損傷する恐れがあると判断されるもの
  - 三 危険物・爆発物・火災誘発の恐れがあるものを持ち込むと判断されるもの
  - 四 騒音・振動その他、著しく生活環境を損なうと判断されるもの
  - 五 特定の政治・宗教・思想・企業等の宣伝活動であると判断されるもの
  - 六 催眠商法・ねずみ講・宗教に仮構した物品販売寄付誘導等、公序良俗を害する団体の活動であると判断されるもの

(使用料および支払方法)

- 第 8 条 使用料ならびに支払方法は次の通りとする。
- 2 貸切以外での使用に関しては無償とする
  - 3 貸切時の使用料は、時間単位での貸切りとし、2,000円/時間とする
  - 4 使用料は、共用部管理費として充当する
  - 5 使用料の支払いは、使用手続きを行った貸切資格者の家賃とともに当月分の使用料を翌月末日に支払うものとする。

(使用時間帯)

- 第 9 条 使用可能時間帯は、次の通りとする
- 2 シェアルームにおいて管理会社が特に認めるものを除き、9時から24時までの開放とする。但し、貸切りがある場合、開放は行わないものとする。
  - 3 24時から翌9時まではセキュリティロックがかかり、特別な理由がない限り、入室不可とする。
  - 4 ウッドデッキの使用可能時間帯は、9時から19時までとする。
  - 5 準備と後片付けは、時間内に終了するものとする。

(注意事項)

- 第 10 条 シェアルーム及びウッドデッキ内で発生した故意又は過失による事故については、当事者間で解決するものとし、管理会社は一切その責めを負わないものとする。
- 2 貸切で使用する場合は入口に「貸切」を掲示し、第三者を含め使用中に問題が発生した場合は、貸切資格者が責任を持って対処するものとする。
  - 3 開放時間に幼児・児童が利用する場合は、保護者同伴を基本とする。使用上の全責任を保護者が負うものとする。
  - 4 シェアルームを使用する場合には、設置された使用者ノートに記録しなければならない。
  - 5 当初から設置されている什器備品等については、紛失、盗難等に十分に注意を払い、破損等を見つけた場合は遅滞無く管理会社に知らせなければならない。
  - 6 極端な大声を出したり、他の使用者の迷惑になったり、お互いに不快な思いをしないよう、譲り合いの気持ちを持って使用すること。
  - 7 使用者は本細則を遵守し、後片付け・ごみの持ち帰り・戸締り・火の元の確認・消灯・家電の電源を切る等を励行しなければならないものとする。
  - 8 使用に際して必要な物は各自が準備し、退出時には全てを持ち帰るものとする。
  - 9 来客用の駐車場を使用する場合は、関係する入居者が駐車許可証を配布し、車の中（外から見える位置）に置くものとする。駐車許可証のない自動車については、当館とは一切関係のないものとし、迷惑行為と判断し、警察へ通報することとする。
  - 10 来客用駐車場で発生した故意又は過失による事故については、当事者間で解決するものとし、管理会社は一切その責めを負わないものとする。

(禁止事項)

- 第 11 条 シェアルーム及びウッドデッキでは、次の行為をしてはならない。
- 一 シェアルーム内での喫煙
  - 二 ペット・生き物の持ち込み
  - 三 シェアルーム内での火気使用
  - 四 ウッドデッキでの指定場所以外の火気使用
  - 四 危険と思われる遊具、玩具の持ち込み
  - 五 異臭悪臭を放つ物の持ち込み
  - 六 その他、近隣住民に迷惑や不安を与える行為
  - 七 増築・改築・私物設置
  - 八 大音量でのTV、オーディオ等、楽器の演奏
  - 九 法令若しくは公序良俗に反し又は法令で禁じられている行為
  - 十 賭博等の犯罪行為、その他風紀や治安を乱すような行為
  - 十一 その他管理会社が不相当と判断する行為

(使用承認の取消し)

- 第 12 条 使用者が本細則に違反したときは、管理会社の権限に基づいて是正を勧告し、使用の差止め、使用承認の取消し、あるいは提訴する等の必要な処置をとるものとする。

(貸切り使用の優先順位)

- 第 13 条 貸切り使用の優先順位は、先着順に承認、不承認を審査するものとする。但し、緊急度を考慮して既に承認済みの申込みに対しても日程・時間などの変更ができるものとする。

(原状回復義務等)

- 第 14 条 施設などを損壊または汚損した場合には損害を賠償し、原状に回復するものとする。

(細則の改廃等)

- 第 15 条 本細則の変更または改廃は、管理会社が入居者へ提示するものとする。

(規定外事項)

- 第 16 条 本細則に規定のない事項については、関係法令などの定めるところにより、これらに明文のないときは信義誠実の原則に基づき、協議して解決に至るものとする。